

原発事故に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制の概要

原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けた55の国・地域のうち、48の国・地域で撤廃、7の国・地域で継続）。

規制措置の内容（国・地域数）		国・地域名
事故後の輸入規制を完全に撤廃（48）		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、U A E、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン
	一部都県等を対象に輸入停止（5）	中国、香港、マカオ、韓国、台湾
事故後の輸入規制を継続（7）	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求（2）	ロシア、仏領ポリネシア

※2023年10月16日現在。規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入停止の概要

ALPS処理水の海洋放出に伴い諸外国・地域において以下の輸入停止が措置された。

規制措置の内容（国・地域数）		国・地域名
海洋放出後輸入停止を措置（4）	全都道府県の水産物を輸入停止	中国、ロシア
	10都県の水産物等を輸入停止	香港
	10都県の生鮮食品等を輸入停止	マカオ

※ 2023年10月16日現在。この他、タイ、マレーシアにおいて日本産水産物に対する輸入時の検査が強化等されている。

農林水産省

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃されてきており、規制を設けている国・地域数は事故後の55から7まで減少しています。

ALPS処理水の海洋放出に伴い、2023年8月、中国が日本産水産物の全面的な一時輸入停止を行ったほか、香港及びマカオが10都県産水産物等の輸入を停止し、10月にはロシアが日本からの水産物の供給に対する中国の制限措置に加わりました。

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2024年3月31日